資料 2

# 有床診療所の協議の進め方について

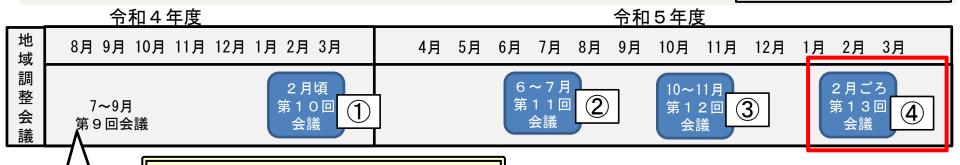
令和5年(2023年)11月 熊本県山鹿保健所

〇 従前の「統一様式」及び一覧等に、<u>新たな留意事項</u>を追加で記載したうえで、再検証する。

区分	政策医療を担う中心的な 医療機関等	有床診療所
協議 方法	個別説明(「統一様式」)	地域調整会議で決定する方法 ⇒ <u>一覧を用いて一括して協議</u>
時期	令和4~5年度	令和5年度
項目	<ul> <li>▶ 医療機関や構想区域の現状と課題</li> <li>▶ 地域において今後担うべき役割</li> <li>▶ 新興感染症への対応</li> <li>▶ 医師の働き方改革を踏まえた</li> <li>医療従事者の確保対策</li> <li>▶ 病床機能ごとの推移(現状、2025年)</li> <li>▶ 診療科の推移</li> <li>▶ 病床稼働率や紹介率・逆紹介率(数値目標)</li> </ul>	<ul> <li>▶地域において今後担うべき役割</li> <li>▶新興感染症への対応</li> <li>▶医師の働き方改革を踏まえた</li> <li>医療従事者の確保対策</li> <li>病床機能ごとの推移(現状、2025年※)</li> <li>=病床機能報告を活用</li> <li>※病床機能報告では任意であるため、必要に応じて聞き取り等</li> <li>▶その他地域調整会議が必要と認める項目</li> </ul>

## 鹿本地域医療構想調整会議の協議順序

第9回鹿本地域医療構想調整会議 (令和4年10月4日)資料1※一部修正



- 医療機関の具体的対応方針の協議方法及び協議順序等
- ②政策医療を担う中心的な医療機関
- ·山鹿中央病院 ·保利病院
  - ③政策医療を担う中心的な医療機関
  - 三森循環器科 呼吸器科病院
- ・山鹿温泉リハビリテーション病院

- ③その他、必要事項
  - 「紹介受診重点医療機関」の決定

①政策医療を担う中心的な医療機関

山鹿市民医療センター

・地域医療支援病院の新たな責務、等

- ④ 政策医療を担う中心的な医療機関
  - ・山鹿回生病院
  - ☞有床診療所

〇政策医療を担う中心的な医療機関は、統一様式を用いて協議する。

〇有床診療所の協議は、地域調整会議で決定した方法で行う。(令和元年度まで

の協議は、一覧で実施。上表の④においても、同様とする。)

# 11-5「その他の病院及び有床診療所」の協議方法等

第3回熊本県地域医療構想調整会議(平成30年6月29日)資料1 一部抜粋

- 「その他の病院及び有床診療所」の協議は、<u>「統一様式」又は準じる様式<sup>※1</sup>による協議のほか、病床機能報告結果を一覧にした資料を用い、一括<sup>※2</sup>して行うこともできることとする。
  </u>
  - ※1 今後の担うべき役割や診療科、病床数等を含む。
  - ※2 一括協議を行う医療機関の範囲は、地域調整会議で決定する。
- 上記に関わらず、過剰な病床機能への転換、非稼働病 床を有する医療機関については、医療法や通知に基づ き、個別に協議する。

# 非稼働病床を有する医療機関に係る協議方法について(案)

## 非稼働病床を有する医療機関

「過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟」をもつ医療機関(平成30年(2018年)2月7日付け厚生労働省通知による)

対象医療機関:井上産婦人科医院

※平成31年3月(第6回)において、非稼働の理由や今後の計画について協議。

## 協議方法等

○協議方法 : 個別に協議する。(前回の計画からの進展等)

〇協議時期 : 第13回鹿本地域医療構想調整会議(令和6年2月予定)

〇合意の確認方法 : 出席者の過半数の合意(挙手による)

※合意が得られなかった場合は、繰り返し協議を行う。